

沖永良部島地域流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 本協議会は、「沖永良部島地域流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、沖永良部島地域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、別紙1の二級水系流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙2の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 沖永良部島地域で行う流域治水の全体像の共有・検討

(2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、流域治水に関して必要な事項

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙3の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会を円滑に行うため事務局を置く。

2 事務局は鹿児島県大島支庁沖永良部事務所建設課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和4年11月30日から施行する。

令和6年9月30日改正

令和7年7月18日改正

沖永良部島地域流域治水協議会 対象流域

余多川水系

石橋川水系

奥川水系

沖永良部島地域流域治水協議会 名簿

和泊町長

知名町長

気象庁 鹿児島地方気象台 名瀬測候所長

鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課長

鹿児島県 土木部 河川課長

鹿児島県 土木部 砂防課長

鹿児島県 土木部 都市計画課長

鹿児島県 土木部 都市計画課 生活排水対策室長

鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課長

鹿児島県 大島支庁 沖永良部事務所長

(オブザーバー) 与論町長

沖永良部島流域治水協議会 幹事会 名簿

和泊町 総務課長
和泊町 耕地課長
和泊町 土木課長
知名町 総務課長
知名町 農林課長
知名町 耕地課長
知名町 建設課長
気象庁 鹿児島地方気象台 名瀬測候所 地域防災官
鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課 技術補佐
鹿児島県 農政部 農地整備課 技術補佐
鹿児島県 土木部 河川課 技術補佐
鹿児島県 土木部 砂防課 技術補佐
鹿児島県 土木部 都市計画課 技術補佐
鹿児島県 土木部 都市計画課 生活排水対策室 技術補佐
鹿児島県 土木部 建築課 技術補佐
鹿児島県 土木部 建築課 住宅政策室 技術補佐
鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課 課長補佐
鹿児島県 大島支庁 農林水産部 林務水産課長
鹿児島県 大島支庁 沖永良部事務所 総務福祉課長
鹿児島県 大島支庁 沖永良部事務所 農村整備課長
鹿児島県 大島支庁 沖永良部事務所 建設課長
(オブザーバー) 与論町 建設課長